

委託聴講に関する申合せ

第1条第2項関係・・・取得可能単位数

- ・ 「他大学の大学院において取得できる単位の数は、10単位を限度とする。」は、課程修了に必要な単位数とし、「入学から課程修了まで」の期間における単位認定は、加盟各大学院における学則その他の規定により行う。

第2条第1項関係・・・所定の用紙（様式1）

第3条第2項関係・・・聴講料

聴講料は、通年開講・1科目（30回）当り 2,000円、半期開講・1科目（15回）当り 1,000円を標準とする。

＜授業方法＝講義・演習・実習により単位計算方法・授業時間数（回数）が異なる…学則等、各大学の規定と関係＞

例 通年・講義 4単位 ⇒2,000円 半期・講義 2単位 ⇒1,000円 半期・講義 1単位 ⇒ 500円

第4条第1項関係・・・委託聴講生の出願期限

- ・ 委託聴講生の出願は、原則として学年始めの加盟各大学が定める出願期限までとする。
ただし、加盟大学において、学年始めに加えて、後学期の出願を認めることができるものとする。
（ 細則どおり、年度始めの加盟大学の定める出願のみとすることも可 ）

第3条第1項、第4条第2項関係・・・便宜と手数料

- ・ 委託聴講生の受入大学院は、聴講学生の受入及び図書館等の利用の便宜上、必要な「学生証（身分証明書）、図書館利用証」の発行、若しくは「施設・設備利用料」については、各大学（院）において定める手数料等を徴収できるものとする。

第5条第1項関係・・・成績通知書（様式2）省略

- ・ 委託聴講生成績通知書は、原則として学年末に送付するものとする。 ※過年度議事録では2月末との記載も
ただし、学年始めに加え、後学期の出願を認める場合は、学期末に送付するものとする。
※ 依頼・受入れ大学間で連絡・確認

附則 この委託聴講に関する申合せは、平成29年度からの委託聴講生の受入れから実施するものとする。